

未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「第4次産業革命」会合 (PPP/PFI)

平成29年12月20日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

第3章 生産性革命

3. Society 5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命

(4) Society 5.0のインフラ整備

④社会資本整備

- 人口減少に伴う給水量・処理水量の減少や施設老朽化の課題に直面している上下水道事業において、PPP/PFIの導入を加速するため、先進的な取組を行う意欲のある自治体を速やかに公募し、運営実績を有する民間事業者等による事業診断を行うモデル事業を実施する。

上下水道コンセッション検討に向けた課題について

- 現在、上下水道分野においてコンセッションを検討している地方公共団体を対象に、今回改めて、今後の課題についてアンケート・ヒアリングを行った。

質問事項	主な回答
首長・議会・住民への説明上の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 住民理解の促進のため、シンポジウム開催やパンフレットの作成等、様々な方法で情報発信を行っていくことが必要・ 議会等に対して、災害時における対応等、事業の安全性・継続性の確保がコンセッションという仕組みにおいても可能であることを丁寧に説明していくことが必要・ 大手・外資企業参入に対する不安感の解消や、現在業務を請け負っている地元企業への配慮が必要・ 公共側職員の技術保持をどのように行っていくかについて整理が必要
民間事業者の参入可能性・事業範囲の検討における課題	<ul style="list-style-type: none">・ 官民の適切なリスク分担の検討が必要であるが、特に管路がコンセッションの事業範囲に含まれる場合や、需要変動リスク・物価変動リスクについて、どのようなリスク分担が適切かの判断が難しい・ 給水区域が広いにも関わらず、給水人口が少なく、かつ今後高齢化や人口減少が見込まれるため、参入を希望する民間企業が存在するか不安
事業スキームや法制度上の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 改正水道法の早期成立を望む・ 民間事業者が積極的に改築・更新を行った場合、どのようなインセンティブを与えるかが課題・ 下水道事業では、現行の負担金制度と整合した運営権のスキームや、交付金をもらいつつ民間の自由な創意工夫をどう生かしていくかが課題・ SPCの突然の解散防止策や市職員のモニタリング技術の確保について、市からSPCへの出資により解散行為等の決議への対応、職員派遣を検討しているが、現行の制度では不十分
その他の課題	<ul style="list-style-type: none">・ 複数の事業を一体化することによる効率化の観点と各事業を個別に管理していく必要がある観点との整合性について整理が必要

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」の改正について

「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」について、「未来投資戦略2017」に記載された以下の項目を中心に、関係府省との調整結果を踏まえ、現在改正文案を作成中。

【「未来投資戦略2017」記載項目（一部抜粋）】

- ・ 官民の適切なリスク分担を構築する上で、瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産等の買取り等の際、契約において、一定の条件を満たした場合に施設の管理者が運営権者に一定の支払を約束することが可能となるよう、関係府省における本年7月末までの契約の在るべき姿の検討結果を踏まえ、内閣府は当該支払を管理者が行う法的根拠の必要性を検討する。
- ・ 適切なマーケットサウンディングの方法（開示すべき情報・項目と対話の方法等）について、関係府省による海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じた本年7月末までの検討結果も踏まえ、内閣府において、ガイドラインを策定する。
- ・ 管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせることとならないようにすることとし、これについて内閣府においてガイドラインを策定する。
- ・ 運営権者を選定する審査委員会について、原則として議事録を公開するというルール化について、関係府省は今後の対応を検討し、内閣府は本年7月末までを目途に民間事業者側への意向確認を行い、確認において問題がなければガイドラインを策定する。
- ・ 関係府省は、海外の事例や類似分野の取組等を参考に、本年7月末までに「アクションプラン」に記載された観点からVFM（Value For Money：支払いに対して最も価値の高いサービスを供給すること）の算定方法、対価の支払い方、評価方法について検討する。その結果を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。
- ・ 運営権者への地方公共団体による出資や特定の企業による出資枠について、必要性が明確であり出資以外の方法ではその必要性に明確に 대응することができない場合を除いて、認めないこと、また、たとえ出資を認める場合でも、出資額に対して過大な株主権限を要求することにより入札参加者の資金調達必要額が不確定になるような条件を付さないこととし、これについて内閣府はガイドラインを策定する。